

EMSにおける法令管理

～協働法令審査～

2013年度 JARI-RB交流セミナー 説明資料

2013 年8月22日・28日

JARI-RB 林 孝明

目次

- [1] 交流セミナーの目的
EMSの3本柱**
- [2] 規格条項と法令管理
関連図**
- [3] 主な法令の改正（変化点）
改正点の確認**
- [4] 法令管理
特定-運用-順守-評価**
- [5] 事例に学ぶ予防処置**
- [6] まとめ**

[1]交流セミナーの目的

◇EMS取得の利点を再確認する（3本柱）

1. リスク管理

2. 法令順守

3. ムダ取り

◇外部審査を利用した法令順守の狙い

・「JARI-RBの登録組織は法令順守が徹底している」

・「JARI-RBの審査は法令順守が徹底している」

と評価が受けられること。

➡ 「協働法令審査」で実現したい。

※組織の皆様の積極的な参加と協力を頂く審査:「協働(法令)審査」

[2]規格条項と法令管理の関連図

4.1 一般要求事項: 範囲

敷地の境界/機能の境界/人の境界を明確にする。→法の適用範囲が明確となる。

4.3.2 法的及びその他の要求事項

EMSを構築し、実施、維持していく際には、法的要求事項を特定し、考慮に入れることを求めている。

4.4.1 資源、役割、責任及び権限
順守するための役割、責任及び権限を具体的に定める。

4.2 環境方針/4.3.1環境側面

トップマネジメントが環境方針で環境側面に適用する法等の順守を内外にコミットしている。

4.3.3 目的、目標及び実施計画
設定に当たって、法的その他の要求事項が考慮項目となっている。

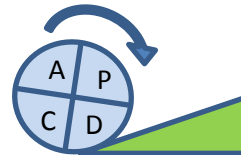
4.6 マネジメントレビュー
順守評価の結果、変化している周囲の状況をトップへインプットする。

4.5.5 内部監査
順守状況の監査をする。

4.5.4 記録の管理
分析測定結果、届出、報告などは重要な証拠物性となる記録である。

4.5.3 不適合並びに是正処置及び予防処置
法違反は不適合である。

組織の活動



4.4.2 教育訓練及び自覚
力量には法的要求事項を実施、維持する知識、技能及び関連する国家資格保有が含まれる。

4.4.3 コミュニケーション
外部へ連絡する物の中には、法的要求事項及び同意したその他の要求事項についての報告及び事故、緊急事態が含まれる。

4.4.4 文書類 4.4.5 文書管理
法的要求事項及びその他の要求事項も最新版が必要となるようになっていること。

4.4.6 運用管理
法違反がないように維持していくことが求められている。

4.4.7 緊急事態
一部の法律では事故時には直ちに応急処置をとり、速やかに処置の概要を知事に届け出ることを義務化している。

4.5.2 順守評価

順守の評価を定期的に行うことを要求している。

4.5.1 監視及び測定

法で定められた日常の監視や分析測定が、鍵となる特性で、法順守を監視している。

[3-1] 省エネ法・温対法の動向

＜改正経緯＞

京都議定書の約束を確実にするための法規制（▲6%2008-2012）

◇熱電一体化（3,000/1,500KL）・特定荷主（3000万キロトン）・建築物（2,000m²）

・公布：2005.8.10 （温対法 2005.6.17）

・施行：2006.4.1

◇事業所単位から事業者単位（1,500KL）・建築物（2,000/300m²）

・公布：2008.5.30 （温対法 2008.6.13）

・施行：2009.4.1

＜今後の注目動向＞

・第1約束期間の目標は達成見込み。（森林吸収源対策+クレジット）

・第2約束期間（2013-2020）には参加しない。「空白期間」2013.4～？

★2020年までの削減目標を登録して、取り組むことを合意している。

※「カンクン合意」2010. COP16 メキシコ カンクン

★前政権公約「2020年に1990年比▲25%削減」の目標は本年11月までにゼロベースで見直す。（参加国間のクレジットは使えない）

★温対法：2013.3.15 閣議決定「地球温暖化対策計画を策定する」

公布・施行：2013.5.24

2013.4.10 産業部門における排出抑制等指針を公表。排出量の「見える化」

★省エネ法：「等」追加 / 電力ピーク対策の評価/ 建築材料のトップランナー制度導入

・公布：2013.5.31 ・施行：1年3ヶ月以内

[3-2] 化管法 (PRTR) の動向

＜改正経緯＞

◇対象となる化学物質の変化

有害性情報を基に整理し、GHSとの対応や法施行後のデータ等も考慮し見直された。

※GHS: Globally Harmonized System 世界的に統一したルールで化学物質を評価しているシステム。

・公布: 2008.11.21

・施行: 2009.10.1

★特定第1種指定化学物質: (12) ⇒ (15 種)

★第1種指定化学物質 : 354 ⇒ 462 種

毎年、工場毎の移動量・排出量の届出が必要。

(PRTR報告対象、MSDS発行対象)

☆第2種指定化学物質 : 81 ⇒ 100 種

(MSDS発行対象)

＜今後の動向 参考情報 ＞ (JIS Z 7253:2012情報伝達へ統合)

MSDS⇒SDS 制度で提供すべき情報等の追加他

2012.6.1～SDS併記でも良い / 2017.1.1～SDSのみ(努力義務)

GHSの導入促進を目的として、他に安衛法、毒劇法も改正されている。

・公布: 2012.4.20 施行: 2012.6.1(純物質)/2015.4.1(混合物)

[3-3]大気汚染防止法(VOC)の動向

＜改正経緯＞

ベストミックス手法で2010年度30%削減する。

※環境行政としても初めての政策:「規制」で10%、企業の「自主活動」で20%削減する。

◇規制の段階的変化

・公布:2004.5.26 ・施行:2006.4.1

新設施設は2回/年測定・排出基準の順守義務有。

既設施設は届出後 2回/年測定義務有。(排出基準の順守義務無)

・施行:2010.4.1 既設の施設も排出基準の順守義務。

＜規制の評価＞ (2012.12.26 中央環境審議会答申より)

★産業界は30 団体 約1万社が参画して活動。

★削減効果:30%⇒44.1%

★SPM・光化学オキシダント発生とVOC実績:東海・近畿地方は減少傾向あり。

★ベストミックス手法による抑制制度は継続する。

★光化学オキシダントやPM2.5を含めて総合的な検討を行う。

法改正

公布・施行:2013.3.6 (施行規則第15条の3)

排出濃度測定2回/年以上 ⇒ 1回/年以上に軽減

＜今後の取り組み＞

・法規制からの削減目標値は設定されていない。

★届出・変更、測定・排出基準の順守義務を維持する。

★業界自主規制や自社の使用環境より自主活動をする。

[3-4] 水質汚濁防止法の動向

＜改正経緯＞

◇亜鉛の排水規制強化

排水基準値: 5mg/L ⇒ 2mg/L (達成困難業種への暫定基準有り)

・公布: 2006.11.10 ・施行: 2006.12.11

◇公害防止管理の強化 (水濁法・大防法改正) 【事例 1】

企業不祥事の続発 (データ改ざん等)

・公布: 2010.5.10 ・施行: 2011.4.1

◇地下水汚染対策強化

・公布: 2011.6.22 ・施行: 2012.6.1

① 有害物質使用特定施設

② 有害物質貯蔵施設

対象施設の実施義務

(1) 対象施設の拡大

(2) 構造等に関する基準順守義務等

(3) 定期点検の義務の創設

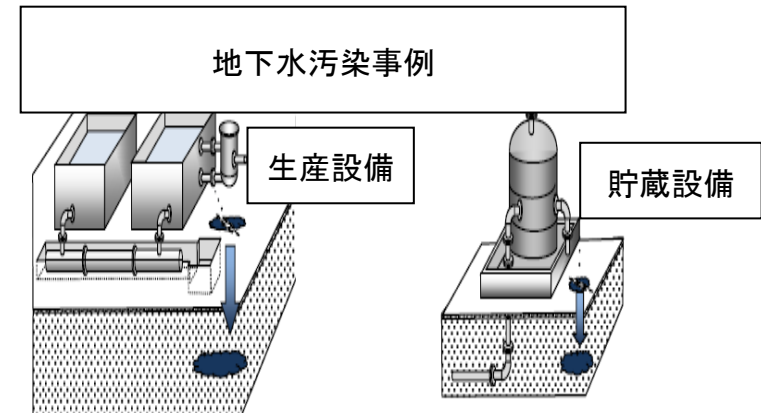
◇有害物質 2012.5.23追加 26⇒28 物質 塩化ビニルモノマー、1,4ジオキサン

※廃掃法公布: 2013.2.21 施行: 2013.6.1 1,4ジオキサン基準超含有廃棄物⇒特管産廃

※公害防止組織法 公布・施行: 2013.1.25

◇指定物質 55⇒56物質 HMT (ヘキサメチレンテトラミン) 【事例 2】

・公布: 2012.9.26 ・施行: 2012.10.1



[3-5] 廃棄物処理法の動向

<改正経緯>

排出事業者責任の強化

◇委託契約書：契約期間中に廃棄物情報が変更になったときの伝達処置を反映すること。

- ・公布：2006.5.26 ※「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第1報）」2006発行
- ・施行：2006.7.1

◇マニフェスト公布状況報告：適用猶予期間の設定(2008.4.1まで)で報告開始。

- ・公布：2006.7.26
- ・施行：2008.4.1

※電子マニフェスト採用排出者は不要（電子マニフェスト普及率25%/2011）

◇実地（現地）確認の努力義務化

◇処理困難通知の発行

- ・公布：法2010.5.17/政令2010.12.22/省令2011.1.28
- ・施行：2011.4.1

★条例で排出事業者に実地確認を「義務付ける」自治体は注意が必要。

都道府県：愛知県、静岡県、三重県、北海道、岩手県、宮城県、岐阜県、福岡県等がある。

政令市：名古屋市、豊田市、豊橋市、岡崎市、静岡市・・・

★「法律等施行について（部長・課長通知）」2011.2.4：確認方法等に対する通知。

★「行政処分の指針について（課長通知）」2013.3.29：措置命令の発出判断。

<排出事業者としての対応>

★委託先の選定・評価手順の見直し 「安い・高いには訳があるはず」 【事例 3】

[3-6]PCB関連法の動向

＜改正経緯＞

1. 電気事業法(第106条)

- ・含有電気機器の使用、変更、中止は速やかに届け出る。
- ・使用廃止時は以下の法律順守

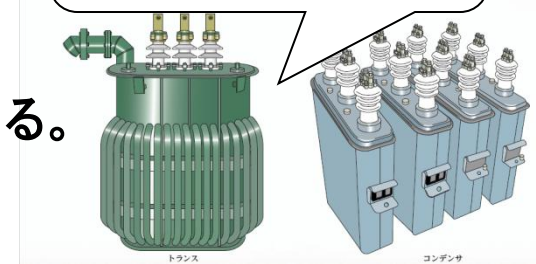
2. PCB特措法(第10条) 法施行:2001.7.15

- ・事業者は期間内に処分しなければならない。
- ・保管及び処分状況の届出(毎年6月末日までに)

3. 廃棄物処理法(第2条)

- ・特管産廃として処理する

高濃度: JESCO
トランス・コンデンサー



微量濃度汚染物::保管
安定器・OFケーブル・汚染ウエス、手袋・・

★2009.11 法改正で民間の指定を受けた
焼却施設で処理が可能となる。

× 2016.7.14 処理完了

期限内
処理困難

行政認定施設
2010.6-2013.2現在:10箇所

★法改正
公布・施行:2012.12.12

2027.3.31 処理完了

＜今後の対応＞

- ・適正処理計画の見直し: 高濃度・低濃度・微量含有対応・使用中の更新・・・
- ・保管期間の監視及び順守の見直し: 紛失、漏洩、後処理・・・

[3-7]その他の情報

1. 放射性物質汚染対処特措法

・公布:2011.8.30 ・施行:2012.1.1

・廃棄物処理法に放射能対策（法2条1項）

→原発事故の汚染物質のうち汚染レベルの低いものは廃棄物処理法で扱う。

2. フロン回収・破壊法の改正:法の名称も変更する。

・公布:2013.6.12 ・施行:公布後2年以内に政令で定める。

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律」

→「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」

・業務用冷凍空調機器の使用者に対して、フロン類の使用の合理化や管理の適正化を求める。

3. 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」

小型家電リサイクル法: ・公布:2012.8.10 ・施行:2013.4.1

・従来のリサイクル法の廃棄物減量目的から、資源確保への義務付けではなく促進型の制度。

・対象品目は、携帯電話端末及びPHS端末、デジタルカメラ、PC等の計28分類。家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)の対象となっているテレビ等の4品目は含まれない。

4. 大気汚染防止法の改正:石綿(アスベスト)規制強化

・公布:2013.6.21 ・施行:公布後1年以内に政令で定める

◇解体作業時における事前調査を法律に明記し、届出を行う主体を変更する。

・施工業者→発注者又は自主施工者とする。

・事前調査:石綿使用の有無、特定工事に該当するか否か等。

・報告、検査の対象拡大:届出の内示解体工事の報告/解体工事に係る立ち入り検査。

[4]規格条項と法令管理の関連図

4.1 一般要求事項: 範囲
敷地の境界/機能の境界/人の境界
を明確にする。→法の適用範囲が明確となる。

4.3.2 法的及びその他の要求事項
EMSを構築し、実施、維持していく際には、
法的要求事項を特定し、考慮に入れること
を求めている。

4.4.1 資源、役割、責任及び権限
順守するための役割、責任及び
権限を具体的に定める。

4.2 環境方針/4.3.1環境側面
トップマネジメントが環境方針で環境側面に適用
する法等の順守を内外にコミットしている。

4.3.3 目的、目標及び実施計画
設定に当たって、法的その他の
要求事項が考慮項目となっている。

4.6 マネジメントレビュー
順守評価の結果、変化している周囲の
状況をトップへインプットする。

4.5.5 内部監査
順守状況の監査をする。

4.5.4 記録の管理
分析測定結果、届出、報告などは重要な証拠物
件となる記録である。

4.5.3 不適合並びに是正処置及び予防処置
法違反は不適合である。

4.4.2 教育訓練及び自覚
力量には法的要求事項を実施、維持する知識、技能
及び関連する国家資格保有が含まれる。

4.4.3 コミュニケーション
外部へ連絡する物の中には、法的要求事項及び同意したそ
他の要求事項についての報告及び事故、緊急事態が含まれる。

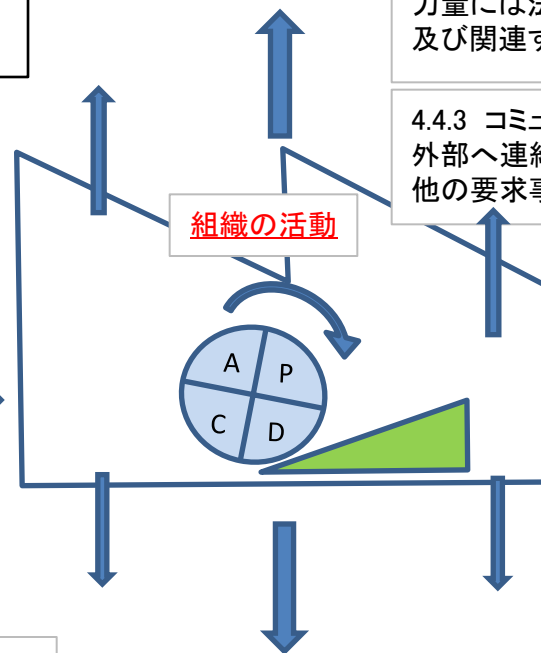
4.4.4 文書類 4.4.5 文書管理
法的要求事項及びその他の要求事項も最新版
が必要なところで利用できるようになっていること。

4.4.6 運用管理
法違反がないように維持していくことが求め
られている。

4.4.7 緊急事態
一部の法律では事故時には直ちに応急処置
をとり、速やかに処置の概要を知事に届け出
ることを義務化している。

4.5.1 監視及び測定
法で定められた日常の監視や分析測定が、
鍵となる特性で、法順守を監視している。

4.5.2 順守評価
順守の評価を定期的に行
うことを要求している。



[4-1] 法令管理の一例: 情報の入手/特定

タイミング: 法が成立するプロセスのどの段階でキャッチするのか？

① 審議会・検討会・懇談会などの審議スタート



② 答申・報告・中間まとめ



③ パブリックコメント: 総務省 「e-Gov」 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

↓ 成立数ヶ月前 募集期間約1ヶ月

④ 閣議決定・国会提出



⑤ 国会審議(衆・参)成立



⑥ 官報で公布

↓ 行政機関による説明会

⑦ 規制開始

↓ ★ この段階では遅い！

手段は？

1. 官報、広報

総務省 <http://law.e-gov.go.jp/>

2. 行政機関による説明会

3. 業界からの説明会/系列内情報交換

4. 新聞雑誌からの情報

5. 公的機関HP インターネット情報

6. 審査機関情報(JARI-RBメルマガ)

7. 民間法令情報提供HP・Web検索

8. サービス契約: 加除式・CD-ROM

有料 10万円前後/ID

◇民間メルマガ

・行政書士エース環境法務事務所: 尾上雅典 <http://www.office-onoe.com/>

・アミタ(株): 主席コンサルタント堀口昌澄 <http://www.aise.jp/2012/horiguchi/acmailer3/form.cgi>

・(株)環境管理センター: <http://www.kankyo-kanri.co.jp/>

◇google アラート登録で網を張る: <http://www.google.co.jp/alerts?hl=ja&gl=jp>

[4-2] 法令管理の一例: 情報の入手1

一財)環境情報普及センター ⇒ <http://www.eic.or.jp/>

EICネット

Environmental Information & Communication Network

サイト内検索 検索

メルマガ 申し込み 会員登録 ヘルプ

Home

国内ニュース 海外ニュース イベント情報 環境 Q&A 機関情報 環境リンク集 環境用語集 ライブラリ

サイトマップ

カテゴリ

- 自然環境
- 地球環境
- 大気環境
- 水・土壌環境
- 健康・化学物質
- ごみ・リサイクル
- エネルギー
- エコビジネス
- 環境教育・学習
- 環境行政
- 環境一般
- カテゴリについて

▼ ニュース

- 国内ニュース
- 海外ニュース

▼ コミュニケーション

- イベント情報
- 環境Q&A

▼ 検索

- 環境リンク集
- 環境用語集
- 環境情報視覚化ツール
- 機関情報

▼ その他

- ヘルプ

▼ ライブラリ

- ピックアップ
- H教授の環境行政時評
- 学校環境ホームページナビ
- 環境用語和英対訳集
- 環境情報ナビゲーション
- 環境年表
- このゆびとまれ！エコキッズ
- わたしたちのごみは？
- わたしのまちのごみ・リサイクル分別ガイド
- エコライフガイド
- 環境情報クイズ

[4-3]法令管理の一例:情報の入手2

▼ 国内ニュース

総件数1529件 page 5/77 | ◀前へ 3 4 5 6 7 次へ▶

PCB特措法施行:2001.7.15 (▲10年)

【環境省】📄 「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について(案)」まとまる 意見募集開始 | 2012.07.13

環境省は、「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」において平成24年7月13日までに取りまとめら...

PC1 (▲6ヶ月)

【環境省】📄 PCB廃棄物処分期間延長へ PCB廃棄物特別措置法施行例改正案まとまる | 2012.11.15

環境省は、平成24年11月13日、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令...

PC2 (▲1ヶ月)

【環境省】📄 PCB廃棄物処分期間延長へ PCB廃棄物特別措置法施行例改正 閣議決定 | 2012.12.07

環境省は、平成24年11月13日、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令...

閣議決定

**PCB特措法改正
公布・施行:2012.12.12**

[4-4] 法令管理の一例: 情報の入手3

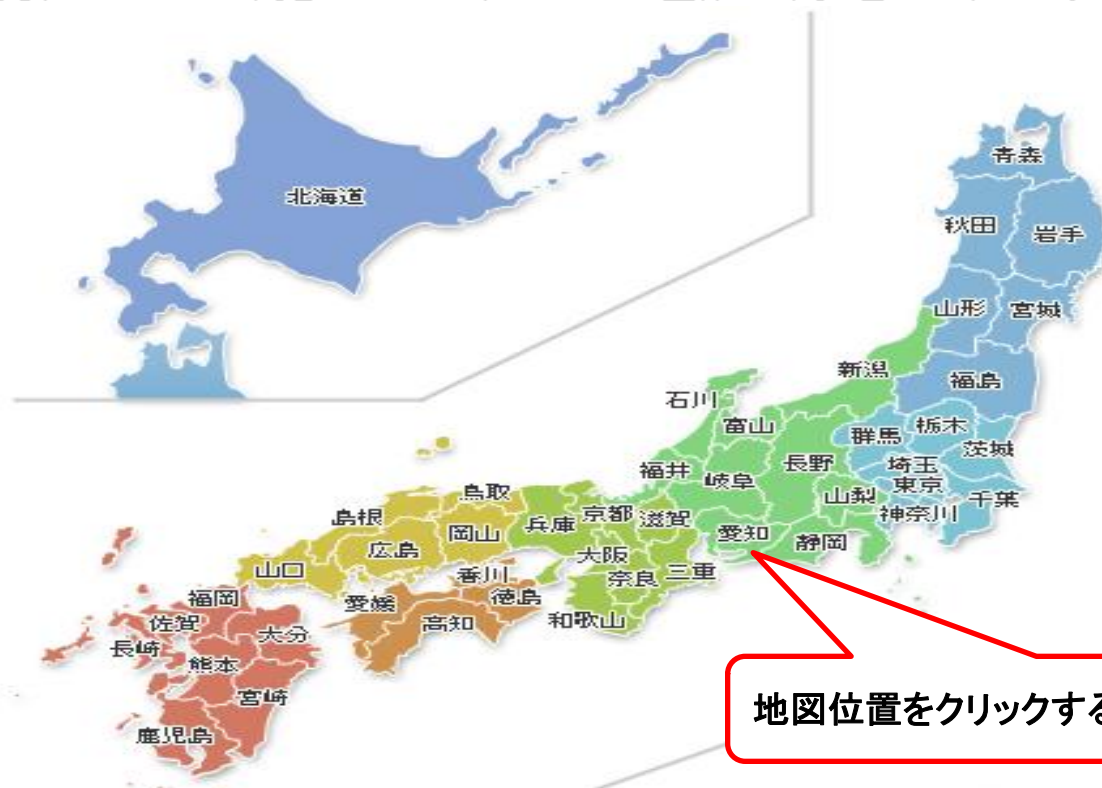
全国自治体マップ検索

⇒ <https://www.lasdec.or.jp/cms/index.html>

財)地方自治情報センター

「全国自治体マップ検索」は、地方公共団体ホームページへのリンク一覧です。

- ・ 日本地図の都道府県名をクリックすると都道府県の地図を表示します。
- ・ 都道府県名をクリックしても移動できない場合は、左のメニューか日本地図の下の一覧をご利用ください。
- ・ 都道府県の地図の市町村名をクリックすると、市町村のホームページを表示します。
- ・ リンク先ホームページの内容については、それぞれの団体にお問い合わせください。



[4-5]法令管理:特定・運用・順守

◇法令順守はEMSの基本(3本柱の一つ)。組織に適用される環境法令等を漏れなく具体的にしかもタイムリーに特定する。

◇網羅性

法の適用は、特定施設の有無や、指定を受けた化学物質等の使用の有無から受けることが多い。(行政官が立入した時にも現物があるので適用可否は明確。使っていないと答えても、稼働状況は不明であり、休止していてもポテンシャルのある施設であり、適用を受ける)

- ・固定資産台帳、設備管理台帳・・・人事台帳と同様にやる。(人は漏らさない)
- ・購入伝票の製品名とMSDS(SDS)を突き合わせる。

◇具体的な記述

- ・規制値、届出、報告、構造基準、表示、記録保管など具体的な内容を明確にする。
- ・適用除外がある場合はその事実と根拠を明記しておく。

◇EMSの3本柱の一つ(法令順守)の実現。

- ・責任体制が確立していること。
- ・網羅したものを漏れなく順守評価すること。
特定リストと順守評価リストが別物だと不整合がしやすい → 評価漏れ → 逸脱
- ・職制(管理者)が順守結果を確認していること。
- ・関連図の他の条項からもチェックされていること。(内部監査、マネジメントレビュー)

[4-6]法令管理:特定・運用・順守

<審査の現場から>

◇組織の運用からの懸念事例

- ・形骸化させないための「なぜなぜ 自問自答」が乏しい。
何をやるかは分かっているが、なぜやるのかが理解されていない。(日常点検)
手段が目的化している。(テスト・訓練)
- ・専門家(専門部署)に任せている、丸投げ、記録も手元にない・・・
- ・人事部門と環境部門との連携が乏しい。(法定資格者の確保:人事異動と人材育成)
- ・保有部門、使用部門の当事者意識が乏しい。(リストも自部門で作成していない)
- ・運用における「ハンコ三つ」の役割・責任・権限があいまいである。
皆が同じことをやっているか、担当者任せである。
ハンコ三つが機能しているか? 機能するような書類になっているか?

★ハンコ三つの役割・責任・権限の例 (多重的なチェック・監視)

- 1.担当:順守状況を確認する実務担当者。
- 2.確認:その確認作業にミスや問題がないかチェックする人。
(このためには提出された資料が、○印だけだとチェックできないので基準値と比較した測定値の記載とか、届出日の記載とかのチェックの出来る情報が必要となる)
- 3.承認:前記二人が決められた作業をやっている事を書類上確認し、また報告を求めることで、間違った判断が潜んでいないことを確認する人。

[4-7]法令管理:特定・運用・順守

＜法令審査＞

- (1) 法的及びその他の要求事項を特定するしくみの構築と運用状況の確認
- (2) 特定した法的要求事項等を順守するためのしくみの構築と運用状況の確認
- (3) 順守状況の確認/評価を行うしくみの構築と運用状況の確認

◇協働法令審査

- ・法規制等の逸脱が検出された場合は、EMS上の欠陥が必ず存在しているというスタンスに互いが立つこと。
- ・逸脱した現象面のみに留まらず、また規格条項の432/452に限定せず「関連図」等からシステムのほころびを協働で追究する。

◇審査員としての反省

「法令審査チェックリスト」によるパフォーマンス中心審査であった。

→法を守る事が出来る仕組みが構築されているかを主体に審査し(システム審査)仕組みを確認できたうえで、届出、報告、測定等をサンプリングで確認する。

(1stシステム審査→2ndパフォーマンス確認)

◇法令を順守させる権限や責任は審査員にはない。

- ・審査員は、結果的に登録を取りやめたり、一時停止することの判断をする。
- ・法令違反が発生した場合は、多くの場合行政がフォローするので、対応の適切さの判断は行政が行う。
- ・故意であることが判明した場合は原則として緊急不適合(一時停止)を出す。
「マネジメントシステムを機能させる意図がない」と判断する。

[5-1]法令管理:予防処置【事例1】

<企業の不祥事からの規制強化>

◇経緯

期日	内容	特記
1997-2006	・企業不祥事多発 (土壌汚染～ばい煙データの改ざん)	電気、鉄鋼、石油、製紙、 食品・・・業界
2007.3.15	「公害防止に関する環境管理のあり方」に関する報告書 ～実効性のある公害防止に関する環境管理の実践に向けて～ ※通称:「 公害防止ガイドライン 」	経産省・環境省 JAB前専務理事検討委員
2011.2.28	・大手石油精製会社大気汚染防止法違反に係る警告書 ◇都道府県知事・大防法政令市長「大防法順守の徹底要請書」	環境省水・大気環境局長 発行
2011.2-3	・ばいじんの測定及びその結果の記録に関して大防法違反が確認された。	環境省より関連業界団体に 順守の徹底を促す要請発行
<u>2011.4.1</u>	・ <u>大気汚染防止法・水質汚濁防止法施行</u> ★ <u>未記録、虚偽の記録等に罰則が創設された。</u>	<u>2010.5.10公布</u>

<自動車業界の対応>

- ・自動車業界は自動車工業会をトップに階層展開で自己点検を実施した。
- ・仕組みの見直しを必要として取組む組織もあった。

[5-2]法令管理:予防処置【事例1】

＜主管行政及び検討委員会の考え方＞ ※ガイドラインフォローアップ検討会資料より抜粋

- ・公害対策は「過去の問題」ではない。
- ・地球温暖化をはじめとする環境問題の多様化、経験豊富な公害防止担当者の大量退職等により、事業者・地方自治体の公害防止業務が構造的に変化。

★環境マネジメントシステム監査員に「公害防止ガイドライン」が認知されていないのでは ないか？

EMSの中で「公害防止組織法」による統括者・管理者が有効に機能しているかを「公害防止ガイドライン」を参考にして確認すること。

＜企業の不祥事について＞

◇原因として考えられること。

- ・「測定不要」を申し送りされてきたが、手順として明示せず、結果的に不適切な判断をしてきた？
 - ・法令に基づく活動が担当者任せであり、管理者(上司・公害防止管理者等)のチェックが入る状態に無かった？ 上部への報告、地域への説明・・・内外コミュニケーション不足？
 - ・公害防止管理者の役割「任命しただけ・されただけ」と形骸化していないか？
 - ・設備の新規／変更／廃止の事象発生時に、適任者が届出の必要性判断を確実に行う仕組みがなかった？
 - ・管理用のリストはあったが、メンテナンスされず活用もされていなかった？
 - ・関係者に有効な教育が行われず、法令順守に関する知識と意識に不足があった？
- ※ISO14001に基づき法令順守を管理する仕組みはあったものの、十分には機能していなかったと言える。

[5-3]法令管理:予防処置【事例1】

◇最近の現場審査から:当事者インタビュー

「何をやるかは分かっているが、なぜやるのかが理解されていない」

- ・未然防止のための訓練という手段が目的化している。(形骸化、マンネリ化)
- ・日常点検は実施しているが、点検するメリット、デメリットが理解されていない。
前兆・傾向管理となっていない点検記録が多い。「✓」印の記録のみが多い。
ex油水分離槽の日常点検（なぜ3槽式なのかを考えると点検内容も変わる）
変化点徴候があってもノーマネジメント。
- ・なぜやるかを理解しているのは、一部の専門部署担当者で少ない。

<予防処置:転ばぬ先の杖>:必見! 経産省HP「公害防止ガイドライン」で検索

- ★環境・経産省「公害防止に関する環境管理の在り方」(全34頁) 2007.3.15 (H19)
通称:「公害防止ガイドライン」
- ★経産省「効果的公害防止事例集」(全32頁) 2010.3 (H22)
- ★環境省「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について」
(全19頁) 2010..5
- ★環境・経産省「公害防止ガイドラインフォローアップ会合」(全14頁) 2010.6.30

[5-4] 法令管理: 予防処置 【事例 2】

<HMT: ヘキサメチレンテトラミン>

◇経緯

期日	内容	特記
2012.5.17	埼玉県企業局定期水質検査でホルムアルデヒド検出 取水口8か所でも超過検出	上水道水質基準0.08mg/L 0.168mg/L検出
2012.5.19-20	利根川水系1都4県約35万世帯87万人断水	
2012.5.24 2012.5.25 2012.5.29	・ヘキサメチレンテトラミン(HMT)を特定した。(厚労省研究機関) ・埼玉県排出事業者X社 産廃業者2社(A..B)に報告を求めた。 ・X社はA社に約11トン委託 ・X社vsA社間の「言った言わない・聞いていない」の論争	・B社は実績あり焼却処理で問題なし。 ・ <u>X社は9年前にも未処理で放流している。</u> ・論争がメディアに取り上げられた。 企業イメージの低下!
2012.9.11	・環境省: HMTを含有する産廃物の処理委託に係る留意事項通知 発行(現行法での対応する通知) ※委託契約時に排出事業者が講ずべき措置で違反と取り扱う。	各都道府県・政令市廃棄物行政主管部長宛 公益社団法人全廃連合会 会長宛
<u>2012.10.1</u>	・ <u>水質汚濁防止法改正施行: 指定物質にHMT追加</u> ・ <u>その他委託時の性状通知WDS改訂。</u>	・ <u>2012.9.26公布</u> ・ <u>2013.6.6 WDS ガイドライン第2報</u>

<予防処置・転ばぬ先の杖>

- ・問題が顕在化すると排出事業者には責任が行き着く。「自らの責任で適正に処理すること」
- ・「法律には違反していない」「処理業者ができると言った」は言訳。「証拠」
- ・環境事故の再発である。MSとして是正処置を定めたものの、遂行されていない。「有効性」
- ・X社の実施した現地確認は表面的なものだったと言える。「現地確認」
- ・X社の担当者と管理者のリスク管理の認識が乏しい。過去の知見を残す仕組み「力量・教育」

[5-5]法令管理:予防処置【事例 3】

<廃棄物処理法:処理困難通知と現地確認>

- ・公布:法 2010.5.17/政令 2010.12.22/省令 2011.1.28
- ・施行:2011.4.1

<審査の現場から>

◇3/11以降

- ・処理困難通知を受けた組織数社あり。
(ex.廃棄物は残されているが、事務所が流されマニフェスト類が流失した)

◇現地確認の実施

門の前で写真を撮ることのレベルで良いか?

・チェックリストの見直し

契約継続の可否等の判定を実施する組織が増えている。(企業の適正処理政策)

<予防処置:転ばぬ先の杖>

★自社では発生する恐れはないか? なぜ発生する恐れはないのか?

事例を変化点に環境側面の見直しを実施する。

(ex.どこで処理をしているのか、産廃処理施設の立地を確認する)

★委託業者を適切に査定する

動脈:品質確保のための工程監査と同等。(企業の調達政策)

静脈:適切に処理されるまで後工程がある。後工程としての環境側面あり。

なぜ処理費用が安いのか?なぜマニフェスト伝票が早く戻ってくるのか?

アルミの切粉の有価は適切か?バーター産廃はないか?...

[5-6] 法令管理: 予防処置 【事例 3】

<現地確認>

委託した廃棄物の適正処理に係る排出事業者の責務

1 2013.7.6 06.9.25

Q. 廃棄物を排出する事業者には、毎年必ず最終処分場へ行き、排出した廃棄物が適正に処分されたかどうかを確認する義務があるか？

当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い

A-1. 法律: 廃棄物処理法 → 義務なし → **努力義務** 公布: 2010.5.19 施行: 2011.4.1

「毎年処分場へ行き、排出した廃棄物が適正に処分されたかどうかを確認する義務」は明記されていない。

法第12条第5項（事業者の処理）→「**法第12条第7項**」

事業活動に伴って生じた産業廃棄物を他人に委託して処理する場合、排出事業者は、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

→ 確認方法などの具体的に必要な措置については、法では明確に定めていない。

→ **努力規程ではあるが、条文中に書き込まれたことに大きな意味がある。**

一般的な確認の方法（組織によっては現地確認で担保しているところもある：環境報告書等で法以上のことを実施している点をアピールしているところあり）

- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）の確認：A・B2・D・E票
- ・委託契約書に基づく確認

H16.9経済産業省作成の「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」においては現地調査を行い業者を適切に選定することを勧めている。

A-2. 条例: 上乗せ横だし → 義務あり

例 愛知県: JARI-RBの審査サイトの約40%は愛知県内にある。

条例: 廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（H15 2003 愛知県条例 第2号）

第三章 事業者の義務（**第七条・第八条**）

第七条 1 事業者は…産業廃棄物の運搬または処分を産廃処理業者に委託しようとするときは、規則で定めるところにより…産廃を処理する能力を備えていることを確認しなければならない。

第七条 2 …委託した処理の状況を定期的に確認しなければならない。

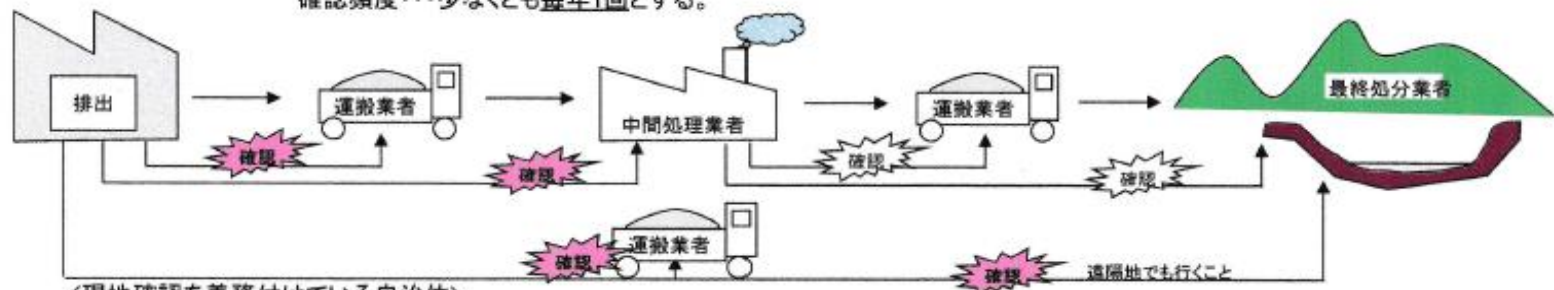
第七条 3 …不適正の処理が行われたことを知ったときは…知事に届け出なければならない。

規則: 第3条（処理を委託する場合における確認等）

条例七条第1項の規定による確認は…知識及び技能を有することを**実地**に調査することにより行わなければならない。

（実地: 委託先の産廃業者の処理施設がある場所において実際に調査することや、運搬車両を直接調査することにより確認する行為と解説している）

確認頻度…**少なくとも毎年1回**とする。



<現地確認を義務付けている自治体>

※都道府県: 愛知県、静岡県、三重県、北海道、岩手県、宮城県、岐阜県、福岡県等がある。

※政令市: 名古屋市、豊田市、豊橋市、岡崎市、静岡市…

[5-7]法令管理:予防処置【事例 4】

<化学物質の管理:ジクロロメタン>

★2012.5関西地方の印刷会社における胆管がん発症に関する情報から

◇法と条例の動き

- ・「化学物質による健康障害防止対策の適切な実施を印刷業界に要請」2012.5.21厚労省
- ・「胆管がんに関する一斉点検結果のとりまとめ結果等について」2012.7.10厚労省
- ・「印刷業に対得る有機溶剤中毒予防規則(有機則)に関する通信調査の結果(最終版)」公表 2012.10.12厚労省
- ・厚労省労働基準局安全衛生部長発行「有害物暴露作業報告対象物」2012.12.28
安衛法暴露時間報告H25開始

<審査の現場から予防処置:転ばぬ先の杖>

★化学物質管理:ジクロロメタンの使用管理の見直しが必要(使用環境の厳しさ)

副資材として使用する化学物質のリスク管理:洗浄溶剤としてジクロロメタンが長年採用されているが、近年 労働安全衛生上のハザード(有害性)に注目がされている。側面に適用する環境法令には水濁法、廃掃法、土対法等がある。特に土対法は特定施設の廃止時に注意が必要。操業における記録(使用場所、使用機械、使用量等の履歴)の保持が望まれる。

- ・「地下水汚染未然防止のための自主的取り組み事例集」経産省関東経産局 2012.1発行が参考になる。

★自社では発生する恐れはないか? なぜ発生する恐れはないのか?

事例を変化点に環境側面の見直しを実施することが望まれる。

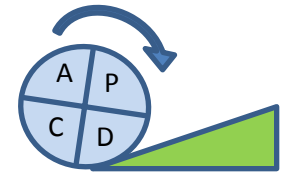
[6. まとめ]

<ポイント>

- ◇環境法令は「事業を進める場合に使用するもの」への規制と「その結果環境へ排出するもの(製品サービス含む)」への規制として捉えることができます。
 例えば、どのような施設・立地でどんなエネルギーを使用して何を生産し、何を排出しているか、(インプット-プロセス-アウトプット)即ち「**環境側面**」を確認しながらの地道なルーチンワークで、一定レベルの法監視の目利きができるようになります。

※「**関連図**」の活用で法令管理のPDCAを回そう。

◇**必見！経産省HP「公害防止ガイドライン」で検索する**



◇**手順に基づいて行動していれば順守されるというシステムであるべし。**

※法を順守するためのテストや訓練は、悲観的に想定し、楽観的に実施する。

- ・「JARI-RBの登録組織は法令順守が徹底している」
 - ・「JARI-RBの審査は法令順守が徹底している」
- と評価が受けられる「協働法令審査」の実現のため
 機関及び審査員一同が精進しております。

ご清聴ありがとうございました。

[補足:1]

目次

「公害防止に関する環境管理の在り方」に関する報告書

公害防止
ガイドライン

～実効性のある公害防止に関する環境管理の実践に向けて～

平成19年3月15日

環境管理における公害防止体制の整備の在り方に関する検討会

(参考資料2)

委員名簿

座長 石谷 久 慶應義塾大学大学院教授(東京大学名誉教授)

委員 井口 新一 (財)日本適合性認定協会 常務理事

委員 岩 渕 準 愛知県環境部技監

委員 奥 寺 清 二 三吉工業(株) 代表取締役

委員 神 谷 文 吾 神谷理研(株) 代表取締役社長

JAB

I 検討の背景・目的	1
1. 検討の背景	1
2. 本検討の目的及び留意点	2
II 問題の所在	3
1. 不適正事案の概要	3
2. 不適正事案の発生の構造的背景	5
3. 公害防止に関する環境管理の課題整理	6
III 事業者の公害防止に関する環境管理の基本的方向性	10
1. 実効性の高い環境管理のための「全社的環境コンプライアンス」の実践	10
2. 各主体のあるべき役割分担	11
3. 公害防止統括者、公害防止管理者等の役割の再確認	11
4. 環境管理における実質的PDCAサイクルの実践	13
IV 事業者の公害防止に関する環境管理の具体的方策	14
1. 工場・現場における公害防止に関する環境管理への取組	15
2. 本社・環境管理部門における全社的な環境管理への取組	18
3. 従業員教育への取組	20
4. 利害関係者とのコミュニケーションへの取組	21
V 地方自治体の取組	24
1. 基本的方向性	24
2. 公害防止管理者等の選任等の届出時における対応	25
3. 報告徴収及び立入検査時における対応	25
4. 事業者とのコミュニケーションの実施及び啓発活動に係る対応	25
VI おわりに ～事業者向けガイドラインの実効性の確保のための今後の取組について	27
1. 事業者及び産業界による取組	27
2. 国及び地方自治体による取組	28

I～IV: 事業者向けガイドライン

[補足:2]

目 次

～実効性のある公害防止に関する環境管理の実践に向けて～

効果的な公害防止への取り組み事例集



平成22年3月

経済産業省 産業技術環境局

環 境 指 導 室

掲載事例の着眼点

公害防止に関わる要因を、「人」、「設備」、「方法」、「管理」に区分して考えると、従来の公害防止の取組は、主に公害防除「設備」の設置に重点が置かれていたように思われます。

こうした設備面の対応はもちろん重要ですが、ヒューマンエラーやメンテナンス不全等による環境事故のリスクを減らし、費用・投資額を抑えつつ公害防止の実効性を高めるためには、「人」・「方法」・「管理」面での工夫が欠かせません。また、「人」・「方法」・「管理」面の工夫は、業種や規模を超えて、ある程度の汎用性を持つものと考えられます。

こうした観点から、本事例集では「人」・「方法」・「管理」面の工夫に着目して事例を収集・編集しました。設備に関わる事例も、設備選択や運営管理上の工夫等に注目してお読み頂ければ幸いです。

環境マネジメントシステム(ISO14001 等)との関係

本事例集は、今ある「仕組み」の上にさらに別の「仕組み」を重ねることを意図したものではなく、こうした「仕組み」を効果的に活用し、継続的に改善していくためのヒント集です。

既存の環境マネジメントシステム等を運用するにあたっては、自社の状況に応じて、適宜、本事例集のヒントをご参考としてご活用頂ければ幸いです。

1. はじめに.....	1
1-1 本事例集作成の趣旨.....	1
1-2 本事例集の構成と活用方法.....	3
2. 公害防止実践上のヒント.....	4
3. 公害防止に係る取組事例.....	6
3-1 平常時における環境管理への取組.....	6
3-2 異常発生時等に備えた環境管理への取組.....	12
3-3 従業員教育への取組.....	16
3-4 利害関係者とのコミュニケーションへの取組.....	19
参考1:「公害防止管理者制度」の概要.....	24
参考2:不適正事案の概要.....	26
参考3:「公害防止ガイドライン」の概要.....	28

[補足:3]

資料5

今後の効果的な公害防止の
取組促進方策の在り方について

環 境 省

改正法の施行等

- 改正法は、今通常国会において、衆参ともに全会一致で可決・成立し、平成22年5月10日に公布。
- 公布の日から1年以内で政令で定める日から施行。
ただし、事業者の責務規定の創設については、公布の日から3月を経過した日（平成22年8月10日）から施行。
- 改正法の施行に向けて政省令の改正作業等を進めるとともに、中央環境審議会答申を受けた地方自治体及び事業者における効果的な公害防止の取組を促進するための方策を推進する。